

130 万円の壁（10）事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

政府の「年収の壁」対策として、これまでキャリアアップ助成金と保険料調整制度の2つを紹介してきました。対策はまだあります。「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」です¹。これは、2023 年 10 月に公表された年収の壁・支援強化パッケージの柱の1つとして登場しました²。



(資料) 自民党 HP、https://storage2.jimin.jp/pdf/pamphlet/202311_bill.pdf

では、こういったものなのでしょうか。例えば、第2号被保険者の夫と、その被扶養の妻がいるとします。妻は第3号被保険者です。そもそも被扶養者認定の手順は、2023 年 9 月に厚生労働省が審議会に提出した資料（図表）をもとにすれば、概略次の通りです。夫の勤務先と健康保険組合（以下、単に健保とします）は、その妻が被扶養者に該当するか否か、定期的に審査します。健保にとって、組合員（夫）の妻が被扶養者であれば、自らの財政にダイレクトに響くので真剣です。

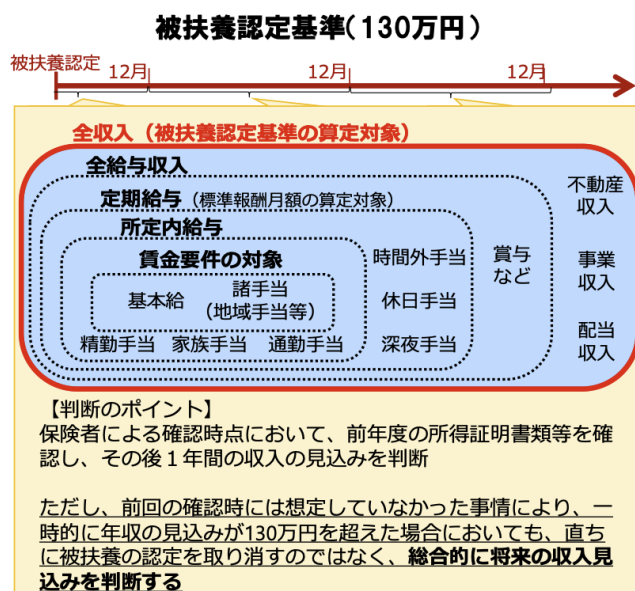
妻の年収が被扶養認定基準 130 万円超であるかどうか、税制のように過去 1 年間の実績で判断できれば単純なのですが、そういう訳にはいきません。社会保険には社会保険の掟があり、130 万円とは、今後 1 年間で見込まれる恒常的な収入を指しているからです。実

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/001561372.pdf>

² <https://nenkindb.jp/130万円の壁（7）キャリアアップ助成金の利用/>も参照。

績ではなく飽くまで見込みなのであり、かつ、恒常的な収入、すなわち臨時の収入は除外されます。

(図表) 被扶養認定基準に関する厚労省資料



(資料) 第7回社会保障審議会年金部会 2023年9月21日 資料2 P14から抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001148321.pdf>

とはいえ、看護師 A さんの事例で考察したように³、キャリア形成の多様化が進む時代において、昨日までの姿と明日からの姿が同じである保証はありません。今年見込まれる所得が前年の所得証明書のカーボンコピーとなるかどうか分かりません。しかも、厚労省は、妻の収入が一時的に130万円を超えたからといって直ちに被扶養認定を取り消すのではなく「総合的に判断せよ」と迫っています。「一時的」が指す期間は？許容される超過幅は？「総合的」とは？・・・苦慮する健保は少なくないでしょう。

そこで、曖昧さを低減させるべく、2023年10月に登場したのが「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」です。これも厚労省の課長通知です。例えば、妻のパート収入が130万円を超えたとしても、それは一時的なものであるという証明書(後掲)をパート先が発行し、夫は、健保に妻の前年の所得証明書とともに提出します。それによって、夫の健保における被扶養者認定を円滑化させるのです。「一時的」とは、2年連続までとされて

³ [https://nenkindb.jp/130万円の壁\(1\)看護師Aさんの事例/](https://nenkindb.jp/130万円の壁(1)看護師Aさんの事例/)を参照。

います。「円滑化」は、もともと当面の措置だったのですが⁴、2025 年 10 月、厚労省課長通知によって恒久化されました⁵。

冒頭掲載した与党のパンフレットには、収入が一時的に 130 万円を超えても、事業主の証明書をもって、引き続き被扶養にとどまると記載されています。「パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となります」。しかし、この記載には誇張があります。厚労省の審議会提出資料から明らかな通り、もともと妻の収入が一時的に 130 万円を超えても、引き続き被扶養にとどまれる仕組みなのであり、証明書は必須要件ではなく、曖昧さの低減に過ぎません。

ここまで、政府の「年収の壁」対策についてお話ししてきました。総じて、壁を残したままでの修正であり、キャリアアップ助成金と保険料調整制度には、審議会や国会などにおいて疑義も呈されています。また、キャリアアップ助成金と保険料調整制度が、第 3 号を第 2 号に移行させるいわばアクセルとすれば、「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」は第 3 号にとどまらせるブレーキであり、政策間の整合性も問われているといえましょう。(2026 年 7 月 22 日)

⁴ 「A 1－2（略）『130 万円の壁』についても、このようなパッケージ策定の趣旨を踏まえ、特例的な措置として『事業主の証明による被扶養者認定の円滑化』を行うこととしていますが、当該措置も含めて本パッケージの施策はあくまでも当面の措置として導入するものであり、今後、さらに制度の見直しに取り組むこととしています」。「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて(令和 5 年 10 月 20 日)(保保発 1020 第 3 号)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc8005&dataType=1&pageNo=1

⁵ 「『年収の壁・支援強化パッケージ』における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について」(令和 7 年 10 月 1 日)(保発 1001 第 1 号)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc9347&dataType=1&pageNo=1

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※¹については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※²です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※ 1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※ 2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日※ ³		令和 年 月 日
被保険者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	

※ 3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー		
事業所名称			
事業主氏名			
電話番号			
雇用契約等により本来想定される年間収入	円		
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで		
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	円		

※ 4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※ 5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。